後も合 継続 37 提出 案件 計 市 合計 いくため を会期として開かれました。 9 (月) から4日(水) までの 年まで延長するよう計 3 本 平 画 主 月定例会)は、 一な議 湯 件、 審 3 B 53 定例会では、 0) 成 津 -条例制 件の審議を行 れ、 変 26 併 査 更で 上 議員案2件が提出され 年 特 0) 案としては、 議 ·第 3 同 例 村 陳 債を あ 情 会からは請願 定議案など46 計 黒羽 ŋ 画 1 口 有効 去る9 件を含め 市長から 市 0) いました。 期 町 同 議 会定 間 活 議 新 大田 崩 案 市 17 月 を 画

た陳

置

L

て、

平

成

25

年

度

般

2件、

成する決算審

査 査 查

特

別

委員会を設

件

が

行

1,

、ます。

審

は

議

員

全

一員で構

報告

実績 度の

に 関

し審

を

行 0)

1,

認定

8

H

は原案のとおり可決されました。

 \exists

間

また、

9月定

例会は前会計

歳入歳

出

予

算

執行結果

例

会

いて質疑応答が行わ

れ

採決で

で定めるもの

です。

これらに

員

異

八議なく

原

案

0)

とおり可

決

は5ペ

ージ以降をご覧ください

を行うも

Ŏ

であり、

採決

で

は全

る

記

事

質問

事

項

覧に

つい

変更

が

ありました。

般

質

問

に 関

す

平

成

することなど多岐に

わたる質

間 関

して

員

が

登壇

防

災

B

消

防

寸

に 0) 建

設

した。

原

て全ての

決算

議

案

が

認定され

を行

1,

最

終日

0)

本会議

にお て審 会計

はじめ

9件の決算につい

査

は

般質問

は 3

日間

で 13

人

議

第3回 市議会定例会

定 関 る子ども・子 連し その 0) 議案が 保 他 育 ·3 件 事 育 業等に係る条 来 こあり、 こて支援 年 4 月 それぞれ 新 か 5 制 始 例 度 ま

設備 や運営に関する基準を条例

平成26年第3回大田原市議会定例会 審議された議案等と結果

| 議案番号 | 議案件名 | 結 果 |
|----------|---|------|
| 報告第6号 | 市長の専決処分事項の報告について(和解について) | 報告受理 |
| 報告第7号 | 市長の専決処分事項の報告について(損害賠償の額の決定及び和解について) | 報告受理 |
| 報告第8号 | 市長の専決処分事項の報告について(損害賠償の額の決定及び和解について) | 報告受理 |
| 報告第9号 | 市長の専決処分事項の報告について(損害賠償の額の決定及び和解について) | 報告受理 |
| 報告第 10 号 | 市長の専決処分事項の報告について(損害賠償の額の決定及び和解について) | 報告受理 |
| 報告第 11 号 | 市長の専決処分事項の報告について(損害賠償の額の決定及び和解について) | 報告受理 |
| 報告第 12 号 | 市長の専決処分事項の報告について(損害賠償の額の決定及び和解について) | 報告受理 |
| 報告第 13 号 | 市長の専決処分事項の報告について(損害賠償の額の決定及び和解について) | 報告受理 |
| 報告第 14 号 | 市長の専決処分事項の報告について(損害賠償の額の決定及び和解について) | 報告受理 |
| 報告第 15 号 | 市長の専決処分事項の報告について(損害賠償の額の決定及び和解について) | 報告受理 |
| 報告第 16 号 | 平成 25 年度健全化判断比率及び資金不足比率について(健全化判断比率は、地方公共団体の財政状況を4つの財政指標を使い判断したもの。資金不足比率は、公営企業の資金不足額を事業規模に対する比率として判断したもの) | 報告受理 |
| 報告第 17 号 | 市長の専決処分事項の報告について(損害賠償の額の決定及び和解について) | 報告受理 |